



新発田民主商工会
 新発田市豊町2-3-3
 TEL0254-22-4390
 FAX 22-4705
 2018. 8. 20
 NO 2117

「民商共済会」に入りましょう!

民商共済会は「一人はみんなのために・みんなは一人のために」の理念に基づき、「目配り、気配り、心配り」の助け合いの輪を広げようと活動しています。ぜひ加入して、民商共済会の「助け合いの輪」を広げましょう。

民商共済会の特徴と魅力

◎無条件で加入できます

民商会員とその配偶者は、年齢を問わず、入院・通院中でも加入できます。

◎家族・従業員も加入できます

民商会員の同居家族と従業員も加入できます。

(満15歳～64歳の方が加入できます。但し、入院中の人、通常の学業・労務に従事することができない人、難病の認定を受けた人は加入できません)

◎いのちと健康を守る助け合いを重視

「早期発見・早期治療」のために、集団健康診断や大腸がん検診などを行っています。

◎自前の共済

利益を追求する保険ではなく、加入者同士で会費を出し合い運営する自前の共済です。

◎仲間が増えればどんどん発展

仲間(加入者)が増えれば制度内容も充実していきます。

◎小さな負担で大きな助け合い

会費は加入者一人につき月額1000円です。



※制度の概要 (一部)

入院見舞金	¥3,000 /日 (3日以上入院で入院初日から)
長寿祝金	¥50,000 (65歳までに加入の方のみ)
出産祝金	¥20,000 (本人のみ)
安静加療見舞金	¥5,000 (14日以上安静加療、年1回)

今週の商工新聞……これもおすすめ

- ◆二面: 「消費税増税などで商売はどうなるか」学習会
- ◆三面: 「増税・インボイス必ず阻止」で本気のたたかい
- ◆四～五面: 「特集」新規開業の「？」に答えます

個人事業者の

消費税「中間申告・納付」の期限は

8月31日(金)です

前年の消費税額(国税分)が48万円を超えた場合には、中間申告・納付が必要になります。該当の方には、税務署から「中間申告書」と「納付書」が送付されます。期限内に納付しないと延滞税がかかりますので、忘れずに納付しましょう。

8月の「パソコン教室」

日時 8月17日(金) 午後6時～8時

会場 新発田民商事務所

*参加希望の方は事前に「」連絡ください。

8月の「15日集金」について

毎月15日までの集金をお願いしていますが、お盆にかかるため、8月17日(金)までをお願いいたします。

※8月11日(土)～15日(水)は、事務所は休みとなります。16日(木)から通常業務となります。

※来週の商工新聞の配付は休みです。

今後の日程

- 8月11日～15日: 事務所盆休み
- 8月20日: 婦人部役員会
- 8月21日: 簿記教室(第2回)
- 8月22日: 弁護士による「無料法律相談」
(相談希望の方は事前に「」予約ください)
- 8月23日: 五十公野支部役員会
- 8月24日: 財政委員会